

## 中間市農業委員会総会（4月）議事録

1. 開催日時 令和3年4月12日（月） 10時00分開始
2. 開催場所 中間市地域交流センター 2階 第1会議室
3. 出席委員 7名  
会長 柴田 功 1番 白橋 宏 2番 井上俊子  
3番 牧野謙二 4番 日高誠司 5番 貞末 照  
6番 花田正則
4. 議事日程

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について（転用）  
報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（転用）  
報告第3号 農地法第18条第6項の規定による届出について（合意解約）

協議事項第1号 中間市都市計画審議会委員の推薦について  
協議事項第2号 中間市環境審議会委員の推薦について

議案第7号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について  
（所有権移転）

議案第8号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について  
（利用権賃借）

議案第9号 農用地利用配分計画（案）に関する意見について

### 【議事内容】

柴田議長：皆さん改めましておはようございます。

ただいまの出席委員は7名で委員定数の過半数に達しておりますので、令和3年4月の農業委員会は成立致しました。それでは会議を始めたいと思います。本日の日程は、お手元の議案書の要領で行いますのでよろしくお願いいたします。それでは報告についてを議題といたします。

報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について（転用）」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

事務局：はい、議案書の1ページ目をお開きください。

こちらは市街化区域内の所有権移転を伴わない届出となっています。今回1件届出が出ていますので、報告いたします。

土地の住所、中鶴四丁目、面積664㎡。同じく中鶴四丁目、面積30㎡。申請人、住所中間市浄花町。転用目的は露天駐車場となっております。

つづいて、2ページ目をご覧ください。先ほど説明した土地の位置図となっております。緑ヶ丘幼稚園の北に位置しており、この位置図に記載しております撮影位置から撮影した写真を3ページ目に記載しております。説明は以上です。

柴田議長：ただいま説明がありましたけど、この件につきまして何かご意見質問ありませんでしょうか。ないようでしたら、報告第1号を終わりたいと思います。

次に報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(転用)」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

事務局：はい、議案書の5ページをお開きください。こちらは市街化区域内の所有権移転を伴う届出となっております。今回2件出ておりますので報告いたします。

土地の住所、大字上底井野字中ノ谷、面積376㎡。同じく字中ノ谷、面積536㎡。同じく字中ノ谷、面積940㎡。同じく字中ノ谷、面積918㎡。同じく字中ノ谷、面積330㎡。同じく字中ノ谷、面積183㎡。同じく字中ノ谷、420㎡。譲渡人、住所中間市中間一丁目。譲受人、住所中間市中間四丁目。転用目的は露天資材置場となっております。6ページ目をご覧ください。先ほど説明した土地の位置図となっております。場所は中間市シルバー人材センターの東に位置しており、写真の方は8ページに載せております。

続きまして、2件目です。土地の住所、岩瀬西町、面積371㎡。譲渡人、住所北九州市八幡西区光明一丁目。譲受人、住所北九州市八幡西区鷹見台一丁目。転用目的は先ほどと同じく露天資材置場となっております。位置図の方は7ページ目をご覧ください。写真の方は9ページに載せております。説明は以上です。

柴田議長：ただいま説明がありましたけど、ご意見質問ありませんでしょうか。上底井野の案件は面積が広いですけど、何かないでしょうか。無いようですので報告第2号を終わりたいと思います。

次に報告第3号「農地法第18条第6項の規定による届出について(合意解約)」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

事務局：それでは議案書の11ページ目をご覧ください。こちらは農地の利用権設定を合意の元に解約する届出となっております。今回3件届出がなされておりますの

で、報告いたします。

土地の住所、大字上底井野字柏、面積 1387 m<sup>2</sup>。同じく字八石町、面積 1653 m<sup>2</sup>。同じく字八石町、700 m<sup>2</sup>。同じく字八石町、1770 m<sup>2</sup>。同じく字八石町、1985 m<sup>2</sup>。賃貸人、住所鞍手町大字木月。賃借人、住所中間市大字中底井野。解約届出日及び成立日は令和3年3月5日、土地引渡時期は令和3年6月25日となっております。解約の理由は双方の都合です。

続きまして、2件目、大字中底井野字西勸農、面積 584 m<sup>2</sup>。賃貸人、住所遠賀郡岡垣町大字三吉。賃借人、住所中間市大字中底井野、解約届出日及び成立日及び土地引渡時期は令和3年3月24日となっております。解約の理由は双方の都合です。

3件目です。大字中底井野字東御反田、面積 1039 m<sup>2</sup>。同じく字西五反田、面積 894 m<sup>2</sup>。賃貸人、住所福岡県久留米市津福今町。賃借人、住所中間市大字中底井野。解約届出日及び成立日及び土地引渡時期は令和3年4月7日となっております。解約の理由は双方の都合です。それぞれの土地の位置図が13ページから16ページに記載しております。こちらは合意解約のため写真の添付はありません。説明は以上です。

柴田議長：ただいまの事務局の説明につきまして、皆さんからご意見ご質問等はありませんでしょうか。

牧野委員どうぞ

牧野委員：14ページの地図があるじゃないですか、これは校区内でいったら中底井野になるのでしょうか。

柴田議長：はい、ここは中底井野地区です。

牧野委員：砂山地区ではないんやね。はい分かりました。

柴田議長：この件で後ほど中間管理機構の分が出てきますので、覚えていてください。

ないようでしたら、報告第3号を終わりたいと思います。

次に協議事項について議題といたします。協議事項第1号「中間市都市計画審議会委員の推薦について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

事務局：はい、それでは議案書の19ページをお開きください。

まず、書類の訂正をお願いします。新任期が令和3年4月30日から令和5年4月30日となっておりますが、こちらを令和3年4月30日から令和5年4月

29日に変更お願いいたします。それでは説明に移ります。こちらは現在花田委員が中間市都市計画審議会委員として着任しておりますが、令和3年4月29日付けで任期満了となるため、中間市都市計画審議会条例第4条の規定により、新委員を選出するものとなっております。こちらの委員につきましては、都市計画に関する案件があった際に会議に出席していただく事になります。説明は以上です。

柴田議長：はい、ただいまの事務局の説明に対しまして、本委員に立候補したい方はいらっしゃいますでしょうか。  
まあ、無いようでしたら、前回に引き続き花田委員をお願いしたいと思いますけど、花田委員どうでしょうか。

花田委員：はい

柴田議長：よろしいでしょうか。  
花田委員に都市計画審議会委員をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。  
これで、協議事項第1号を終わりたいと思います。  
次に、協議事項第2号「環境審議会委員の推薦について」を議題といたします。  
提案理由の説明をお願いいたします。

事務局：はい、それでは議案書の22ページをお開きください。  
こちらは、現在日高委員が中間市環境審議会委員として着任しておりますが、令和3年4月30日で任期満了となるため、中間市環境基本条例第15条の規定により、新委員1名の選出するものとなっております。こちらは環境基本計画の案件があった場合に、審議会に出席していただく事になります。説明は以上です。

柴田議長：はい、ただいまの事務局の説明に対しまして、誰か立候補したい方はいらっしゃいますでしょうか。いないようでしたら、前回に引き続き日高委員をお願いしたいと思います。日高委員どうでしょうか。

日高委員：はい、大丈夫です。

柴田議長：はい、ありがとうございます。日高委員に環境審議会委員をお願いしたいと思います。  
これで協議事項第2号を終わりたいと思います。

続きまして、議決事項を議題といたします。

議案第7号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転）」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

事務局：はい、それでは議案書の26ページ目をお開きください。こちらは所有者から中間管理機構へ所有権を移転し、6月頃に中間管理機構から新しい耕作者へ所有権を移転する流れとなっております。それでは土地の説明をいたします。

1件目、大字中底井野字柏、面積1387㎡。同じく字八石町、面積1653㎡。同じく字八石町、700㎡。同じく字八石町、1770㎡。同じく字八石町、1985㎡。所有権を移転する者、住所鞍手町大字木月。所有権の移転を受ける者、公益財団法人 福岡県農業振興推進機構。利用目的、田。売買価格 5,246,500円。移転の時期及び支払期限が令和3年4月30日。支払方法は口座振替となっております。こちらの土地につきましては、報告事項第3号と同じため、位置図の説明は省略いたします。

続きまして、2件目です。大字中底井野字西七町田、面積1147㎡。所有権を移転する者、住所中間市大字中底井野。所有権の移転を受ける者、公益財団法人 福岡県農業振興推進機構。利用目的、田。売買価格 802,900円。移転の時期及び支払期限が令和3年4月30日。支払方法は口座振替となっております。議案書の29ページ目をお開きください。先ほど説明した土地の位置図を記載しております。場所は、中間市上水道西部浄水場の北西に位置しております。

続きまして、27ページ目をお開きください。3件目です。大字中底井野字鴨田、面積693㎡。同じく字金嶺、面積966㎡。同じく字東御反田、面積1039㎡。同じく字西反田、面積894㎡。所有権を移転する者、住所福岡県久留米市津福今町。所有権の移転を受ける者、公益財団法人 福岡県農業振興推進機構。利用目的、田。売買価格 2,514,400円。移転の時期及び支払期限が令和3年4月30日。支払方法は口座振替となっております。こちらの土地につきましては、報告事項第3号と同じため、位置図の説明は省略いたします。説明は以上です。

柴田議長：はい、ただいまの事務局の説明がありましたけど、本件につきましてご意見のある方は挙手をお願いします。

ご意見ないでしょうか。ないようでしたら、採決に移りたいと思います。

本件について、賛成の方の挙手をお願いします。はい、ありがとうございます。全員賛成で、原案のとおり承認いたします。これで議案第7号を終わりたいと思います。次に議案第8号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）」を議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。

事務局：はい、それでは議案書の34ページをご覧ください。こちらは所有者が中間管理機構に農地を貸付ける計画であり、機構を通して次の議案で耕作者へ貸付ける流れとなっております。また、こちらは全部で16件あるんですが、更新分につきましては説明を省略させていただきます。それでは説明に入ります。

1件目、大字下大隈字尾尻、面積281㎡。同じく字尾尻、面積14㎡。利用権を設定する者、住所中間市大字下大隈。利用権の設定を受ける者、農地中間管理機構。利用目的、田。利用期間、令和3年6月15日から令和9年10月31日までの6年4ヶ月。こちらは使用貸借のため賃借料は発生しません。

2件目です。大字中底井野字小路、面積968㎡。同じく大字上底井野字西口、面積1219㎡。同じく字西口、面積1223㎡。同じく大字中底井野字小路、面積1209㎡。利用権の設定をする者、住所鞍手郡鞍手町大字木月。利用権の設定を受ける者、農地中間管理機構。利用目的、田。利用期間、令和3年6月15日から令和7年10月31日までの4年4ヶ月。こちらは使用貸借のため賃借料は発生しません。またこちら換地処理がなっていないため、上段が仮換地番地、面積。下段が旧番地、面積を記載しております。

続きまして、3件目です。大字中底井野字切下、面積2522㎡。利用権の設定する者、住所遠賀郡遠賀町大字浅木。利用権の設定を受ける者、農地中間管理機構。利用目的、田。利用期間、令和3年6月15日から令和13年10月31日までの10年4ヶ月です。10aあたりの賃借料10,000円となっております。

35ページ目をお開きください。4件目です。大字下大隈字尾尻、面積1167㎡。同じく字尾尻、面積519㎡。利用権を設定する者、住所中間市大字下大隈。利用権の設定を受ける者、農地中間管理機構。利用目的、田。利用期間、令和3年6月15日から令和9年10月31日までの6年4ヶ月となっております。こちら使用貸借となっておりますので利用料は発生しません。

続きまして、5件目です。大字垣生字塩田、面積1107㎡。同じく字塩田、面積1423㎡。利用権を設定する者、住所中間市大字垣生。利用権の設定を受ける者、農地中間管理機構。利用目的、田。利用期間、令和3年6月15日から令和13年10月31日までの10年4ヶ月、10a当りの賃借料10,700円となっております。

続きまして、6件目です。大字上底井野字西口、面積1603㎡。利用権を設定する者、住所中間市大字上底井野。利用権の設定を受ける者、農地中間管理機構。利用目的、田。利用期間、令和3年6月15日から令和9年10月31日までの6年4ヶ月となっております。10a当りの賃借料は10,000円となっております。続きまして、36ページをご覧ください。

7件目です。大字垣生字城丸、面積1957㎡。同じく字城丸、面積1220㎡。同

じく字城丸、673㎡。利用権を設定する者、住所北九州市小倉南区八重洲町。利用権の設定を受ける者、農地中間管理機構。利用目的、田。利用期間、令和3年6月15日から令和18年10月31日までの15年4ヶ月です。10a当りの賃借料10,500円となっております。

続きまして、8件目です。大字中底井野字萬座田、面積1231㎡。同じく字萬座田、面積313㎡。同じく字萬座田、面積2101㎡。利用権を設定する者、住所中間市大字中底井野。利用権の設定を受ける者、農地中間管理機構。利用目的、田。利用期間、令和3年6月15日から令和13年10月31日までの10年4ヶ月となっております。10a当りの賃借料は10,000円です。

続きまして、9件目です。大字下大隈字瀬戸、面積611㎡。利用権を設定する者、住所東京都新宿区矢来町。利用権の設定を受ける者、農地中間管理機構。利用目的、畑。利用期間、令和3年6月15日から令和8年10月31日までの5年4ヶ月となっております。10a当りの賃借料は10,000円です。

続きまして、37ページ目をご覧ください。10件目です。大字中底井野字東中牟田、面積3398㎡。利用権を設定する者、住所遠賀郡遠賀町大字虫生津。利用権の設定を受ける者、農地中間管理機構。利用目的、田。利用期間、令和3年6月15日から令和13年10月31日までの10年4ヶ月となっております。10a当りの賃借料は10,000円です。

続きまして、11件目です。大字上底井野字西口、面積922㎡。利用権を設定する者、住所中間市大字上底井野。利用権の設定を受ける者、農地中間管理機構。利用目的、田。利用期間、令和3年6月15日から令和9年10月31日までの6年4ヶ月となっております。10a当りの賃借料は10,000円となっております。12件目以降は更新のため説明は省略させていただきます。説明は以上です。

柴田議長：はい、ありがとうございます。ただいまの事務局の説明に対しましてご意見質問ありませんでしょうか。

はい、貞末委員

貞末委員：垣生の土地がありましたので確認してたんですけども、今説明があったのが議案の8号ですが、これが議案の9号と繋がるわけですけども36ページの番号7の垣生地区の所ですね、これが一番最後の備考の所ですね。期間が6月15日から10月31日の月のところが4ヶ月となっておりますが、57ページの間管理機構から借りる人の期間ですが、その番号が15番ですね、ここが6月15日から10月31日までで5ヶ月となっておりますけども、8号議案では4ヶ月と何年となっておりますけども、9号議案ではだいたい5ヶ月という形になってるんですけども、こちらはどちらが正しいんですか。

柴田議長：半月切り上げか切り捨てになってるかですね

事務局：10年4ヶ月です。切り捨てです。すみません。4ヶ月の方が正しい月数になります。57ページ目の15番と16番は10年5ヶ月のところを10年4ヶ月に修正お願いします。

貞末委員：他のも4ヶ月でいいんですね。6月15日から10月31日に書いているところは

柴田議長：全て5ヶ月になってるところは4ヶ月ですね。これに統一したいと思います。訂正お願いします。

貞末委員：今のところですけども、36ページの垣生の所ですが、期間が15年4ヶ月で10,500円、57ページの所は期間が10年4ヶ月で10,000となっているんですが、この差は。これ私が聞いていたのは15年で10,500円と聞いてたんで、8号議案は私が聞いていた金額と一緒になんですが、9号議案のところは10年になっているから、こっちがちょっと間違っているのかなと思ったんですが。まあ、変える事もあるのかなと思ったんですが。基本的には貸してから中間管理機構へ行くのと、中間管理機構から借り手へいくのは同じなんでしょうか

事務局：はいそうです。

貞末委員：そうすれば、第9号議案の方が間違っているんだと思いますが。

柴田議長：今、貞末委員が言われたように、57ページ15番を令和18年10月31日、15年4ヶ月、10,500円に訂正お願いします。

それでは議案8号につきましてご意見はないでしょうか。

それでは議案8号に対しまして、採決を取りたいとおもいます。賛成の方の挙手をお願いします。賛成多数で原案通り承認いたします。これで議案8号を終わります。

次に議案第9号「農用地利用配分計画（案）に関する意見について」を議題いたします。提案理由の説明をお願いします。

事務局：それでは、52ページ目をお開きください。こちらは農用地利用配分計画案に関する意見についてです。先ほど承認頂きました、議案8号の農地利用集積計画に基づいた計画案となっておりますので、所有者の説明は省略させていただきます。それでは説明に入ります。土地の住所、大字中底井野字東中牟田、土地の面積



3398 m<sup>2</sup>。農地中間管理機構から権利の設定を受ける者、住所中間市大字中底井野。利用目的、田。利用存続期間、令和3年6月15日から令和13年10月31日の10年4ヶ月となっております。10a当りの賃借料は10,000円で支払方法は口座振替です。

続きまして、大字下大隈字尾尻、面積281 m<sup>2</sup>。同じく字尾尻、面積14 m<sup>2</sup>。農地中間管理機構から権利の設定を受ける者、住所中間市大字下大隈。利用目的、田。利用存続期間、令和3年6月15日から令和9年10月31日の10年4ヶ月となっております。こちらは使用貸借のため賃借料は発生いたしません。

続きまして、大字中底井野字小路、面積968 m<sup>2</sup>。同じく字西口、面積1219 m<sup>2</sup>。大字上底井野字西口、面積1223 m<sup>2</sup>。同じく字小路、面積1209 m<sup>2</sup>。農地中間管理機構から権利の設定を受ける者、住所鞍手郡鞍手町大字木月。利用目的、田。利用存続期間、令和3年6月15日から令和7年10月31日の4年4ヶ月となります。こちらは使用貸借のため賃借料は発生いたしません。

続きまして、53ページをお開きください。大字中底井野字切下、面積2522 m<sup>2</sup>。農地中間管理機構から権利の設定を受ける者、住所遠賀郡遠賀町浅木。利用目的、田。利用存続期間、令和3年6月15日から令和13年10月31日の10年4ヶ月となっております。10a当りの賃借料は10,000円で支払方法は口座振替です。

続きまして、大字下大隈字尾尻、面積1167 m<sup>2</sup>。同じく字尾尻、面積519 m<sup>2</sup>。利用権の設定を受ける者、住所中間市大字下大隈。利用目的、田。利用存続期間、令和3年6月15日から令和9年10月31日の6年4ヶ月となっております。こちらでも使用貸借のため賃借料は発生いたしません。

続きまして、大字垣生字塩田、面積1107 m<sup>2</sup>。同じく字塩田、面積1423 m<sup>2</sup>。農地中間管理機構から権利の設定を受ける者、住所中間市大字垣生。利用目的、田。利用存続期間、令和3年6月15日から令和13年10月31日の10年4ヶ月となっております。10a当りの賃借料は10,700円で支払方法は口座振替です。

続きまして、54ページ目をお開きください。大字上底井野字西口、面積922 m<sup>2</sup>。農地中間管理機構から権利の設定を受ける者、住所中間市大字上底井野。利用目的、田。利用存続期間、令和3年6月15日から令和9年10月31日までの6年4ヶ月となっております。10a当りの賃借料は10,000円、支払方法は口座振替です。

続きまして、大字下大隈字瀬戸、面積611 m<sup>2</sup>。農地中間管理機構から権利の設定を受ける者、住所中間市大字下大隈。利用目的、畑。利用存続期間、令和3年6月15日から令和8年10月31日までの5年4ヶ月です。10a当りの賃借料は10,000円であり、支払方法は口座振替です。

続きまして、大字上底井野道上、面積961 m<sup>2</sup>。農地中間管理機構から権利の設

定を受ける者、住所中間市大字上底井。利用目的、畑。利用存続期間、令和3年6月10日から令和9年4月30日までの5年9ヶ月です。10a当りの賃借料は10,000円であり、支払方法は口座振替です。

続きまして、55ページをお開きください。大字上底井野梅園、面積271㎡。同じく梅園、面積251㎡。同じく梅園、397㎡。同じく梅園、面積230㎡。同じく道上、面積1528㎡。農地中間管理機構から権利の設定を受ける者、住所中間市大字上底井野。利用目的、田。利用存続期間、令和3年6月10日から令和9年10月31日までの6年4ヶ月です。10a当りの賃借料は10,000円であり、支払方法は口座振替です。

続きまして、大字上底井野中島、面積912㎡。農地中間管理機構から権利の設定を受ける者、住所中間市大字上底井野。利用目的、畑。利用存続期間、令和3年6月10日から令和7年6月9日までの4年間です。10a当りの賃借料は10,000円であり、支払方法は口座振替です。

続きまして、56ページ目をご覧ください。大字上底井野中島、面積598㎡。同じく小屋根、面積1494㎡。農地中間管理機構から権利の設定を受ける者、住所中間市大字上底井野。利用目的、田。利用存続期間、令和3年6月10日から令和9年10月31日までの6年4ヶ月です。10a当りの賃借料は10,000円であり、支払方法は口座振替です。

続きまして、大字上底井野道上、面積326㎡。同じく道上、面積499㎡。同じく道上、面積598㎡。同じく道上、面積1025㎡。同じく道上、面積1184㎡。農地中間管理機構から権利の設定を受ける者、住所中間市大字上底井野。利用目的、田。利用存続期間、令和3年6月10日から令和9年10月31日までの6年4ヶ月となっております。10a当りの賃借料は10,000円であり、支払方法は口座振替です。

続きまして、大字上底井野字西口、面積1603㎡。農地中間管理機構から権利の設定を受ける者、住所中間市大字上底井野。利用目的、田。利用存続期間、令和3年6月10日から令和7年6月9日までの4年間です。10a当りの賃借料は10,000円で支払方法は口座振替となっております。

続きまして、大字垣生字城丸、面積1957㎡。同じく字城丸、面積1220㎡。同じく字城丸、面積673㎡。農地中間管理機構から権利の設定を受ける者、住所中間市大字上底井野。利用目的、田。利用存続期間、令和3年6月15日から令和18年10月31日までの15年4ヶ月です。10a当りの賃借料は10,500円です。支払方法は口座振替です。

続きまして、大字中底井野字萬座田、面積1231㎡。同じく字萬座田、面積313㎡。同じく字萬座田、面積2101㎡。農地中間管理機構から権利の設定を受ける者、住所中間市大字中底井野。利用目的、田。利用存続期間、令和3年6月15

日から令和13年10月31日までの10年4ヶ月です。10a当りの賃借料は10,000円で支払方法は口座振替です。説明は以上です。

柴田議長：はい、ただいま事務局から説明がありましたけど、この件につきましてご意見質問ありませんでしょうか。

事務局長：ちょっと、訂正をさせて頂きたいと思います。54ページの9番の利用目的が畑となっておりますが、田と修正お願いいたします。経営面積ですが、64となっております。1688.5に修正お願いします。次に自作の64.0が64.7に修正お願いいたします。同じく55ページ、11番目になりますが経営面積ですが、1688.5、自作が64.7と修正の方よろしくお願いいたします。

柴田議長：私の方から、同じく56ページもあります。56ページも違うでしょ、経営面積まああれだから、今回全て差し替えて配ってください。

事務局長：いいですか、全てその部分を修正し他部分を、また作り直して各委員さん等に配りいたしますので、すみませんけど、その時に差し替えをお願いいたします。

柴田議長：修正が多いから、今差し替えもありましたけど、口頭で訂正もありましたけど、本件につきましてご意見質問等はないでしょうか。

白橋委員：ちょっといいですか、要望ですけどもが。備考欄の方に地図の番号かページ数を書いてもらえんでしょうか、どこか分からんからこっだけ多くなったら、何ページと。

事務局・事務局長：はい、地図とページ数を付け加えさせて頂きたいと思います。

柴田議長：今回多いから、これが年に2回ありますから、他に皆さんの方からご意見はないでしょうか。ないようでしたら、本件につきまして採決を取りたいと思います。賛成の方の挙手をお願いします。はい、ありがとうございます。全員賛成で原案の通り承認いたします。これで議案第9号を終わります。  
続きまして、その他を議題といたします。

事務局：その他①新任農業委員・農地利用最適化推進委員研修会について

柴田議長：他に無いようでしたら、以上でその他について終わりたいと思います。

次に、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第9条により議長において、花田委員と貞末委員を指名致します。

以上をもって全日程を終了致しましたので、本日の会議を終了致します。お疲れ様でした。

議事録署名委員

花田正則 (花田)

貞末照 (貞末)